


都市計画決定線の精度誤差について

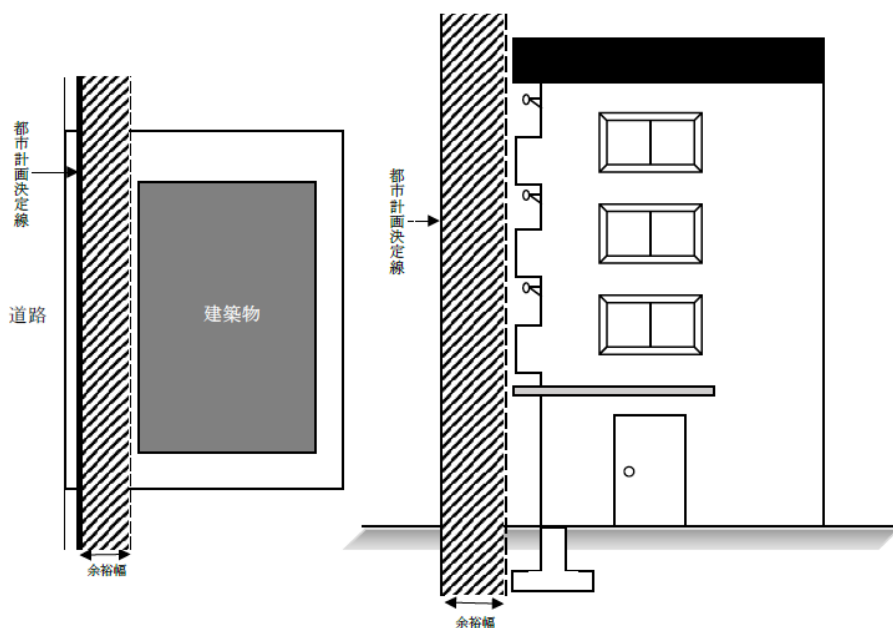
1. GISデータの誤差と余裕幅について

都市計画は、縮尺 1/2,500 の図面上 0.4mm 前後の線で決定しています。「都市計画決定線」のGISデータは、縮尺 1/2,500 の都市計画図を縮尺 1/500 の道路台帳データとGIS上で重ね、横浜市が管理する道路及び道路境界標と都市計画決定線の位置関係を確認して作成したものです。相対的に座標が付与されたデータではありますが、紙図面をGIS上で拡大して作成していることから、約 1 m の幅内での誤差を内包しています。

特に、都市計画施設の決定線については、事業実施の際の現地詳細測量により差異が生じることもあり、1 m の余裕幅を設定しています。つきましては、建築計画をする上で、特に許可基準※に適合しない建築物（RC造など）は、余裕幅（下図）の外側に計画されるよう、ご協力をお願いします。

※「都市計画施設の区域内における建築許可等に関する取扱い要綱」第3条第1項の許可基準に適合する建築物の主な要件

- (1) 階数が3以下、高さ12m以下かつ地階を有しないこと。
- (2) 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造、その他これらに類する構造であること。



▲ 敷地に都市計画決定線がかかる場合のイメージ図

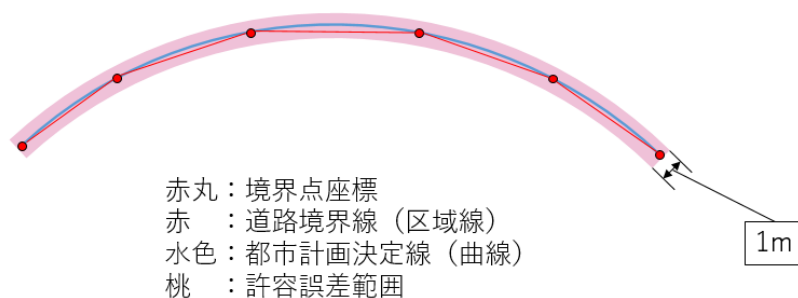
2. 都市計画道路の曲線区間（カーブ）の表現について

都市計画道路の曲線区間は、都市計画図（縮尺 1/2,500）上で、太さ 0.4mm 前後の 2 本の曲線で決定されています。一方で、都市計画道路事業実施時に行う用地測量及び整備完成後の境界確定測量では、その性質上、曲線区間であっても短い直線の連続で境界確定がされるため、近似はしますが、疑似曲線となります。都市計画決定線の誤差許容値（都市計画図上の線幅値、約 1m）の中に収まるため、理論上両者は一致しますが、曲線区間の都市計画図と完成時の現地図面は、閲覧縮尺によっては不一致に見えることがあります。

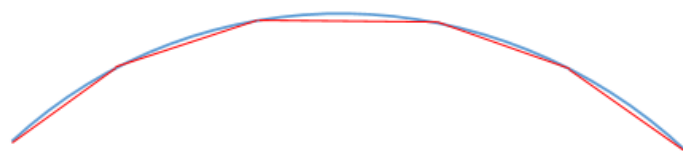
同様に、GIS データにおいても、都市計画決定線のデータと整備済都市計画道路の現況である境界点座標を結んだ線は、縮尺 1/2,500 以上の拡大尺度で閲覧すると、不一致に見えます。そのような場合は、縮尺 1/2,500 で閲覧し当該曲線区間がおおよそ一致（±0.5m 以内）していることを確認した上で、現地の測量成果（境界点座標結束線/区域線図）を都市計画決定線としてご使用ください。

なお、シェープファイルで作成されているラインデータの性質として、GIS 上で拡大して閲覧すると、曲線が短い直線の連続で表現されることがあげられます。未整備の都市計画道路決定線の曲線区間を任意の縮尺で使用の際は、担保精度についてご理解、ご認識いただいた上でのご使用をお願いします。曲線区間の折れ点を全て通る曲線を作図することで、基データの近似曲線の作図が可能です。

曲線部分の計画線と現地について



曲線部分のデータについて



赤：シェープファイルデータ ← **利用承認で受け取るデータ**
水色：都市計画決定線（曲線） ← **再現して使用する線**